

2.4.4 知的財産権訴訟の状況

知的財産権訴訟の平均審理期間は14.1月であり、民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間（8.2月）と比べて長い。また、期日回数の増加に伴い審理期間が長くなる傾向が見られる。

知的財産権訴訟の審理期間については、人証数が多い事件では平均審理期間が長くなり、期日回数も増える傾向が見られるが、その傾向は、民事第一審訴訟事件全体の傾向ほど明確なものではない。

知的財産権訴訟は、当事者数の多い事件ほど平均争点整理期日回数が多くなる傾向にあり、当事者数が多い事件では、争点整理に時間を要していると推測される。他方、当事者数による平均期日間隔の差はほとんどない。

知的財産権訴訟における経年的変化を見ると、近年の事件増にもかかわらず、平均全期日回数及び平均期日間隔が減少することにより、平均審理期間の短縮が進んでいる。これは、特許権等に関する訴えの管轄の集中化、裁判所の専門的処理態勢の強化、訴訟運営上の様々な取組み、当事者側の態勢の充実、強化等が相まって迅速化につながっているものと考えられる。

○ 知的財産権訴訟の概況

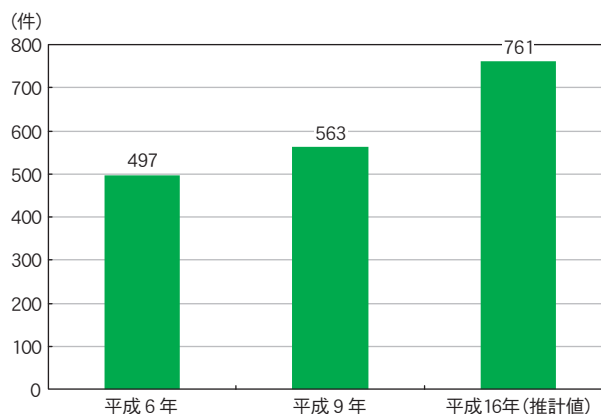
知的財産権は、発明、著作物、商標、事業活動に有用な営業秘密などといった、財産的価値のある情報について、法律により、他人による利用を排除できるように定められた権利又は利益である。そして、知的財産権訴訟とは、このような知的財産権に関する民事訴訟である。例えば、特許権は、発明に関する技術情報を公開するのと引換えに発明を実施することを独占できる権利である。そして、ある者が特許の対象となっている発明を特許権者の許諾なく実施して製品を生産したような場合、特許権を持つ者（特許権者）は、その者を相手方として、製品の生産の差止めや、その製品を生産したことに基づく損害の賠償を求める訴えを提起することになる。知的財産権訴訟では、このような知的財産権の侵害を理由とする差止請求や損害賠償請求が多いが、このほか、特許権の実施契約に基づく実施料の支払請求訴訟や特許権の移転登録請求訴訟などもある（以下の統計数値は、事件票上の区分である「知的財産金銭」と「知的財産」とを合算したものである。）。

知的財産権訴訟では、専門技術的な事項が問題となることが多く、その審理、判断には専門的な知見が必要とされる。例えば、特許権関係訴訟においては、相手方の製品等が問題となっている特許権の技術的範囲に含まれるかという点や、発明が新規性や進歩性を有しているかという点など、その判断の前提として技術的事項についての認定や理解が必要となる争点が多く（これらの争点に関する立証手段としては、技術的事項が記載された文献などの書証が中心となる。）、審理、判断が複雑困難となる場合がしばしばある。

また、知的財産権訴訟は、その帰すうが企業活動に甚大な影響を与えるおそれが大きいという面がある。すなわち、最近では、企業が市場競争を勝ち抜くための武器として知的財産権を利用し、ライバル企業を相手に知的財産権侵害を理由とした差止請求や損害賠償請求をするということが目立ってきており、これらの請求が認められると、相手方企業は、その事業から撤退を余儀なくされるということも少なくない。

本件調査期間内に終局した民事第一審訴訟事件全体の件数が10万6553件であるのに対し、同時期に終局した知的財産権訴訟の件数は521件であり、民事第一審訴訟事件全体に占める知的財産権訴訟の割合は0.5%である。

【図121】新受件数の推移



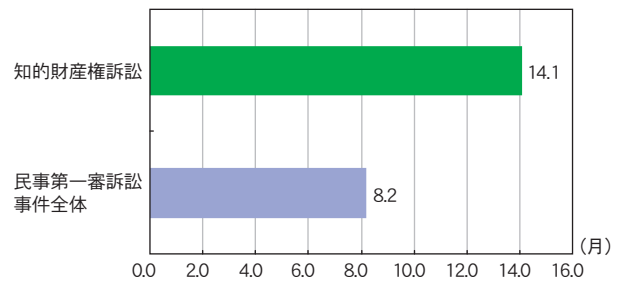
2 民事訴訟事件の審理の状況

【図121】は、平成6年、平成9年及び平成16年の新受件数（平成16年については、4月から12月までの新受件数を9で除した数値に12を乗じて算出した推計値である。）を示したものである。知的財産権訴訟の新受件数は、平成6年は497件であったが、平成16年には761件（推計値）へと増加し、ここ10年で約5割の増加となっている。

○ 知的財産権訴訟の審理期間

【図122】によれば、平成16年の知的財産権訴訟の平均審理期間は、14.1月であり、民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間が8.2月であるのと比べて、5.9月長くなっている。【表123】、【図124】により、審理期間別の事件割合を見ると、知的財産権訴訟においては、1年を超えて2年以内に終局した事件の割合（33.0%）が最も高くなっており、次いで、6月以内に終局した事件の割合が29.9%であり、6月を超えて1年以内に終局した事件の割合は24.6%となっている。全体の5割強（54.5%）の事件が1年以内に終局に至っていること、2年を超えて終局した事件の割合は、全体の12.5%であることが注目される。

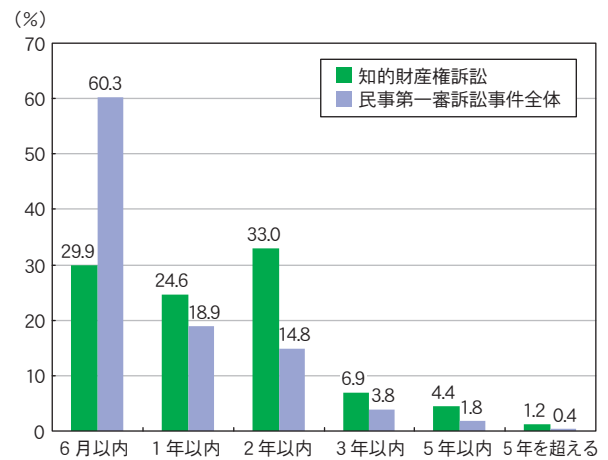
【図122】 平均審理期間



【表123】 審理期間別事件数及び事件割合

事件の種類		知的財産権訴訟	民事第一審訴訟事件全体
事件総数		521	106,553
審理期間	平均審理期間(月)	14.1	8.2
審理期間別事件数	6月以内	156 29.9%	64,251 60.3%
	1年以内	128 24.6%	20,110 18.9%
	2年以内	172 33.0%	15,818 14.8%
	3年以内	36 6.9%	4,056 3.8%
	5年以内	23 4.4%	1,916 1.8%
	5年を超える	6 1.2%	402 0.4%

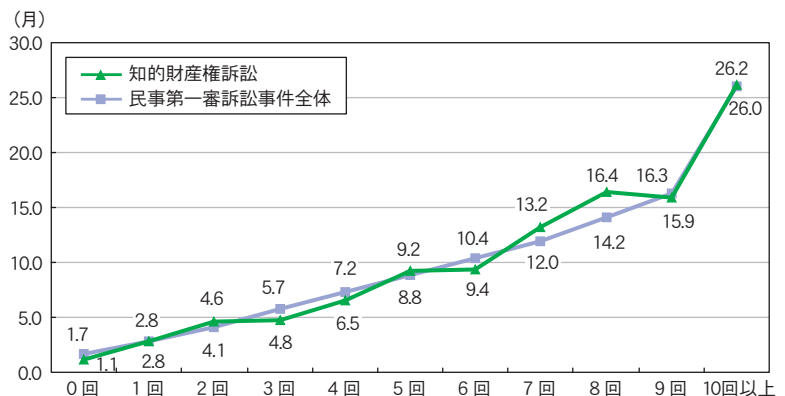
【図124】 審理期間別事件割合



○ 期日回数及び期日間隔と審理期間の関係

【図125】は全期日回数と平均審理期間の関係を示す。【図126】は口頭弁論期日回数と平均審理期間の関係を示す。【図127】は争点整理期日回数と平均審理期間の関係を示す。知的財産権訴訟の平均審理期間は、全期日回数の増加に伴い、おおむね増加する傾向にあり、期日回数別の平均審理期間は、

【図125】 全期日回数と平均審理期間（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）

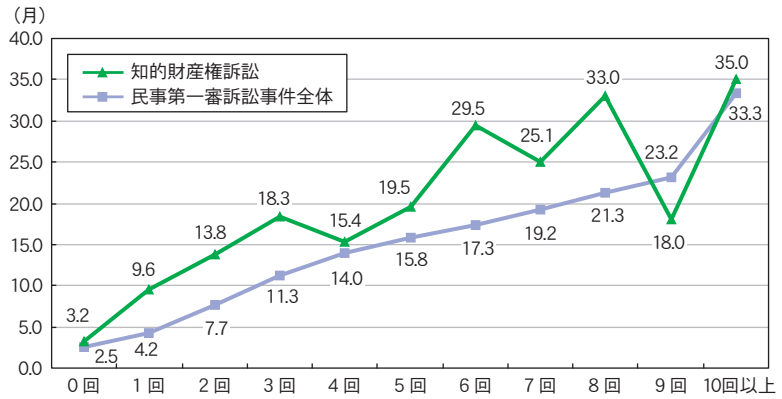


民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間とほぼ同水準であることが分かる。期日の内訳を見ると、口頭弁論期日回数については、おおむね期日回数が多い事件ほど審理期間が長くなる傾向にあるが、全期日回数や争点整理期日回数と平均審理期間との関係ほどには、その傾向は明確ではない。

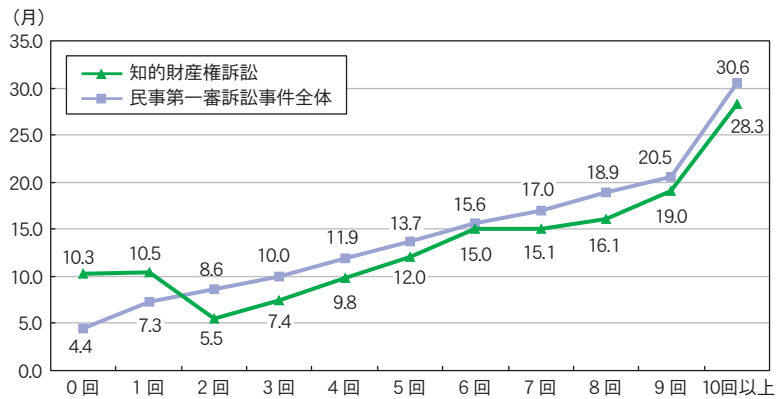
【図128】は、平均期日間隔、受理から第1回期日までの平均期間、弁論終結から終局までの平均期間を、それぞれ示したものである。知的財産権訴訟の平均期日間隔は1.8月であり、民事第一審訴訟事件全体の平均期日間隔（1.9月）よりわずかに短い。

なお、知的財産権訴訟では、受理から第1回期日までの平均期間が2.3月と、平均期日間隔より長くなっている。

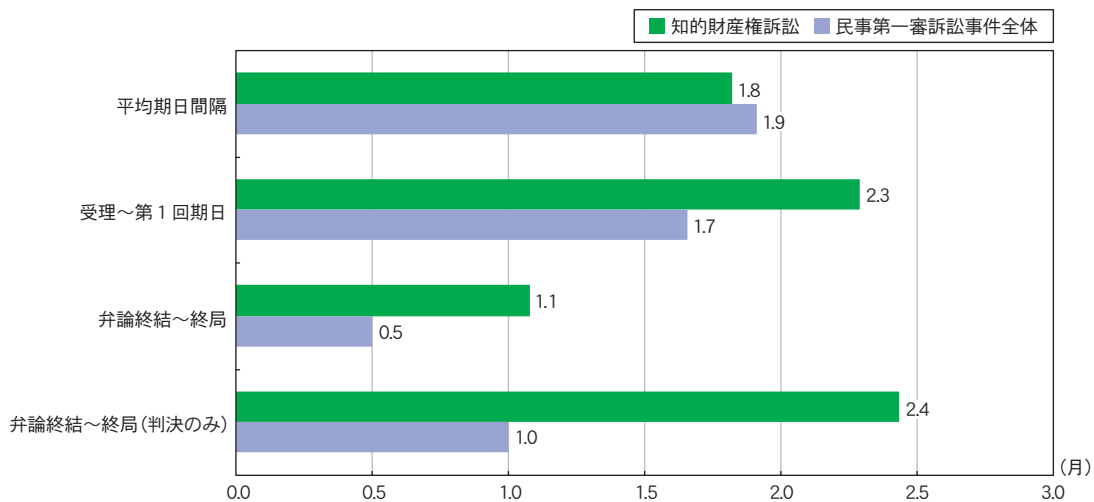
【図126】口頭弁論期日回数と平均審理期間（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



【図127】争点整理期日回数と平均審理期間（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



【図128】平均期日間隔等（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）

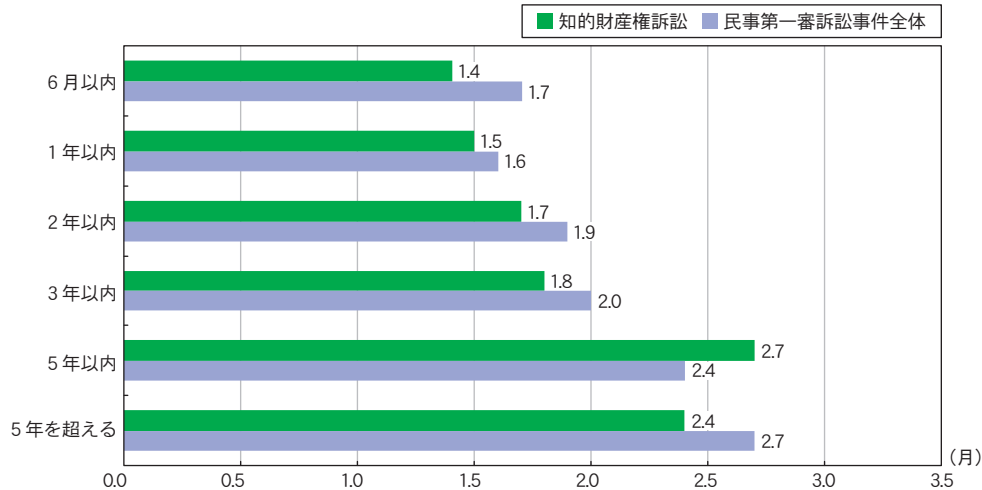


【図129】は、審理期間別平均期日間隔を示したものである。おおむね審理期間が長くなると、平均期日間隔も長くなる傾向にあるが、審理期間が5年超の事件の平均期日間隔（2.4月）は、3年超5年以内の事件のそれ（2.7月）よりも短くなっており、その傾向は明確なものとはいえない。また、審理期間別の各グループに属する事件の各平均期日間隔が民事第一審訴訟事件全体のそれと比較して、3年超5年以内の事件を除

2 民事訴訟事件の審理の状況

き、いずれも短くなっていることが注目される。裁判所側の事件処理態勢の充実、強化や審理方法の工夫等に加えて、知的財産権訴訟に精通した訴訟代理人の層が厚くなり、これらの訴訟代理人の的確な訴訟活動により、このような平均期日間隔の短縮が実現されたものと推測される。

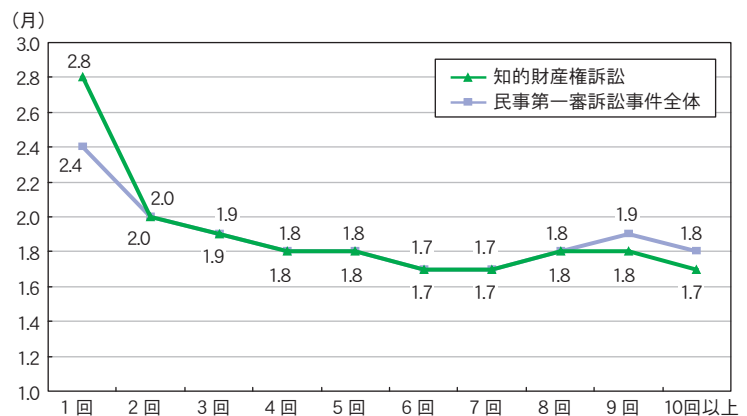
【図129】 審理期間別平均期日間隔（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



【図130】 期日回数別平均期日間隔

(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)

【図130】は、期日回数別平均期日間隔を示したものである。知的財産権訴訟においては、全期日回数1回の事件が2.8月、2回の事件が2.0月であるが(統計上、判決言渡期日は期日として数えられないことが影響していることは、前述のとおりである。)、3回以上の場合には、期日間隔は1.7月から1.9月までの範囲で変動している。

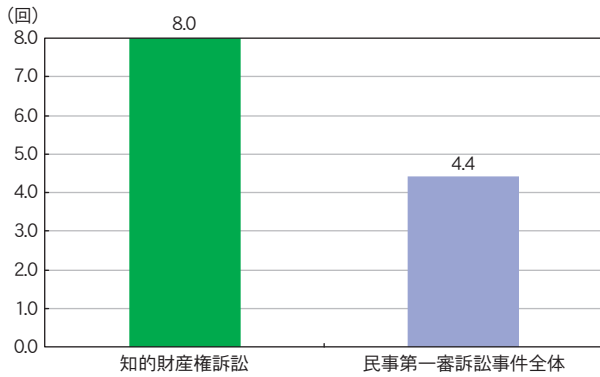


○ 知的財産権訴訟における争点整理期日及び口頭弁論期日の状況 (期日の実施状況について)

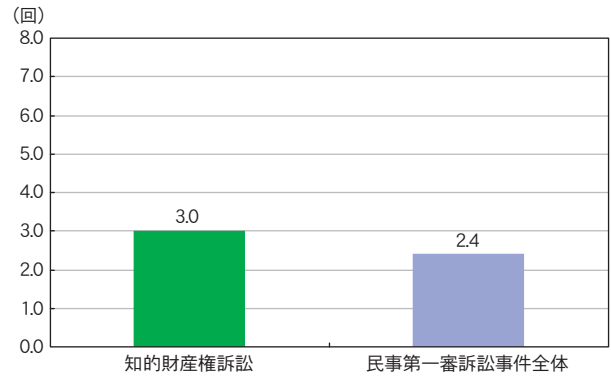
【図131】は平均全期日回数を、【図132】は平均口頭弁論期日回数を、【図133】は平均争点整理期日回数を、それぞれ示したものである。知的財産権訴訟の平均全期日回数は8.0回であり、民事第一審訴訟事件全体の平均全期日回数(4.4回)より3.6回多くなっている(【図131】)。そのうち、平均口頭弁論期日回数は3.0回と民事第一審訴訟事件全体の平均口頭弁論回数(2.4回)より0.6回多いだけであるのに対し、平均争点整理期日回数は5.0回と民事第一審訴訟事件全体の平均争点整理期日回数(2.0回)より3.0回多くなっており(【図132】、【図133】)、知的財産権訴訟においては、民事第一審訴訟事件全体に比べ、特に争点整理期日回数が多くなっていることが特徴的である。

【図134】によれば、知的財産権訴訟における争点整理実施率は69.7%であり、民事第一審訴訟事件全体の争点整理実施率(37.4%)の約1.9倍となっている。

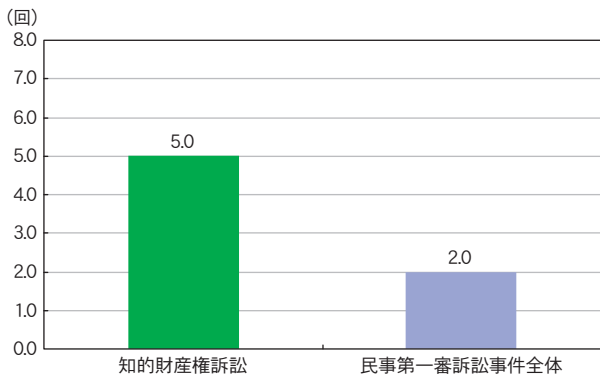
【図131】 平均全期日回数（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



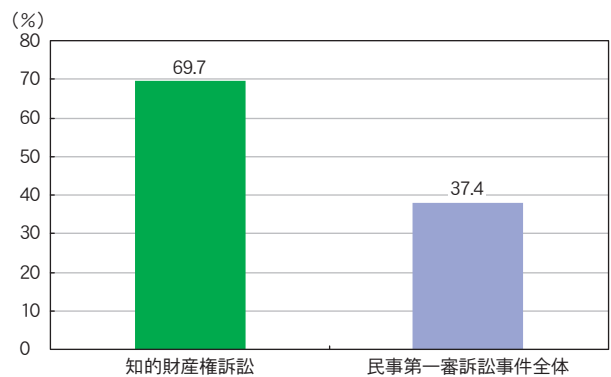
【図132】 平均口頭弁論期日回数（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



【図133】 平均争点整理期日回数（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



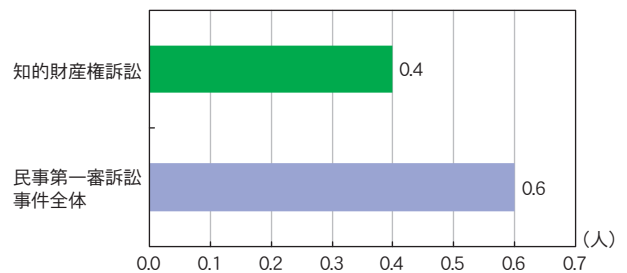
【図134】 争点整理実施率（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



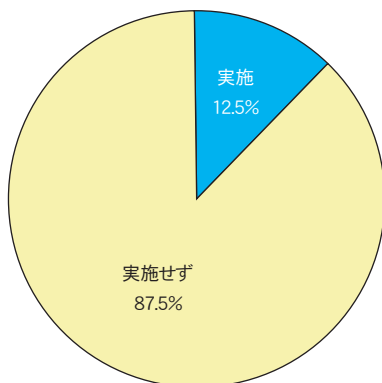
(人証調べについて)

【図135】によれば、知的財産権訴訟の平均人証数は0.4人であり、民事第一審訴訟事件全体の平均人証数(0.6人)より少なく、また、【図136】、【図137】によれば、人証調べを実施した事件の割合も12.5%と、民事第一審訴訟事件全体の同割合(21.2%)より大幅に少ない。

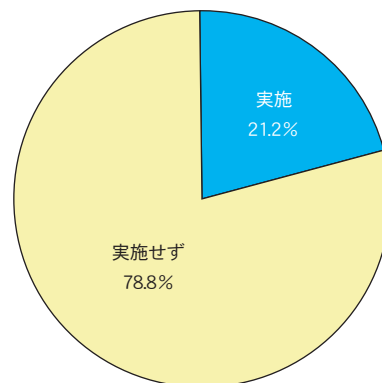
【図135】 平均人証数（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



【図136】 人証調べ実施率（知的財産権訴訟）



【図137】 人証調べ実施率（民事第一審訴訟事件全体）



2 民事訴訟事件の審理の状況

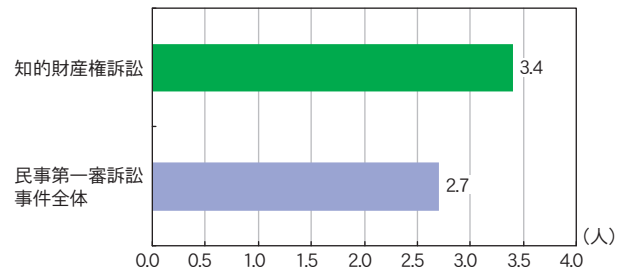
このように知的財産権訴訟において人証調べの実施が少ないのは、知的財産権訴訟では、技術的事項についての認定や理解が必要となる争点が多いが、その立証は、主として書証により行われているからではないかと考えられる。

なお、【図138】によれば、人証調べ実施事件を対象にした場合の平均人証数は3.4人であり、民事第一審訴訟事件全体の同平均人証数（2.7人）より多い。

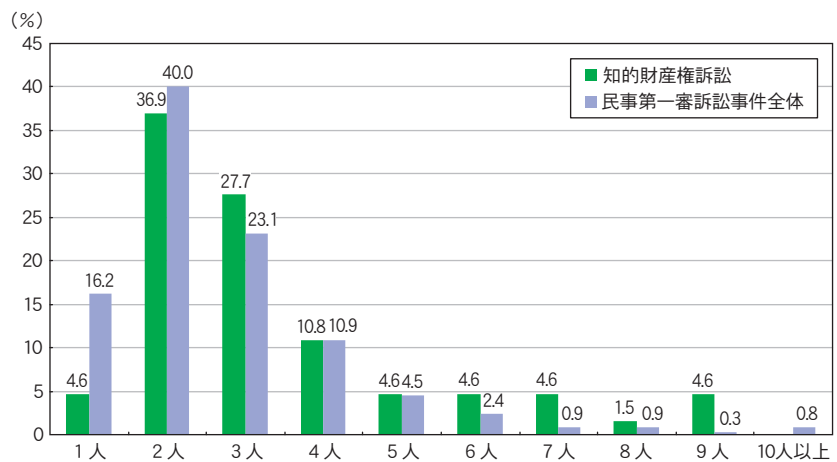
【図139】によれば、人証調べ実施事件の人証数別事件割合は、人証2人の事件の割合（36.9%）が最も高く、次が、人証3人の事件の割合（27.7%）である。全般的には、民事第一審訴訟事件全体における傾向と特に大きな違いはないものといえる。

【図140】、【図141】、【図142】、【図143】、【図144】は、人証調べ実施事件について、平均審理期間、平均全期日回数、平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数及び平均期日間隔を示したものである。これによれば、人証調べ実施事件の平均審理期間は27.0月（民事第一審訴訟事件全体の同平均審理期間は18.3月）となっている。平均全期日回数は14.1回（民事第一審訴訟事件全体の同平均全期日回数は9.8回）であり、そのうち平均口頭弁論期日回数は6.6回（民事第一審訴訟事件全体の同平均口頭弁論期日回数は5.3回）、平均争点整理期日回数は7.5回（民事第一審訴訟事件全体の同平均争点整理期日回数は4.5回）となっている。平均期日間隔は1.9月（民事第一審訴訟事件全体の同平均期日間隔も同じ数値）となっている。知的財産権訴訟全体では、平均審理期間が14.1月（【図122】参照）、平均全期日回数が8.0回（【図131】参照）、平均口頭弁論期日回数が3.0回（【図132】参照）、平均争点整理期日回数が5.0回（【図133】参照）、平均期日間隔が1.8月（【図128】参照）であることからすると、人証調べ実施事件は、知的財産権訴訟全体と比べ、平均審理期間が約2倍になっており、平均全期日回数も多くなっていることが分かる。

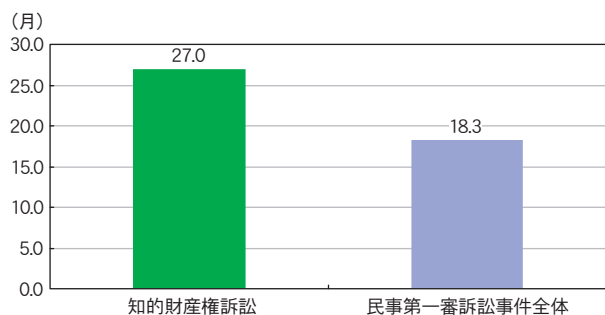
【図138】 人証調べ実施事件の平均人証数（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



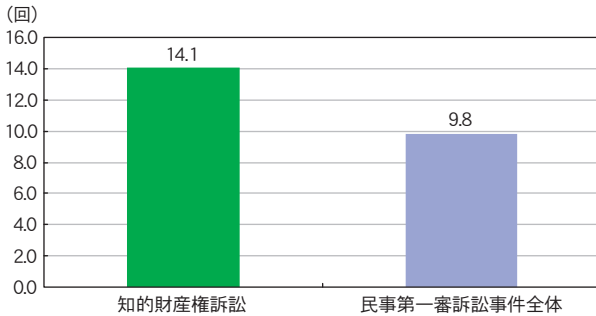
【図139】 人証調べ実施事件の人証数別事件割合（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



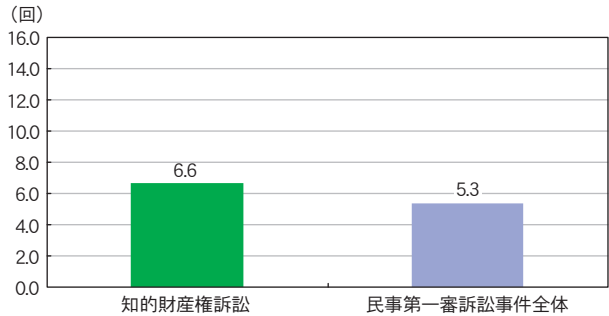
【図140】 人証調べ実施事件の平均審理期間（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



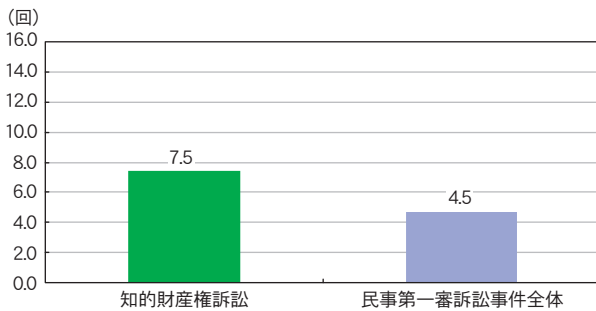
【図141】 人証調べ実施事件の平均全期日回数（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



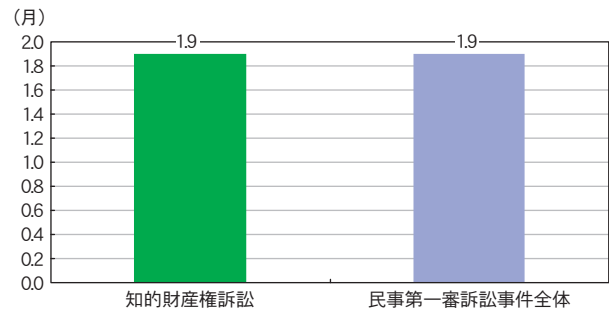
【図142】 人証調べ実施事件の平均口頭弁論期日回数(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)



【図143】 人証調べ実施事件の平均争点整理期日回数（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



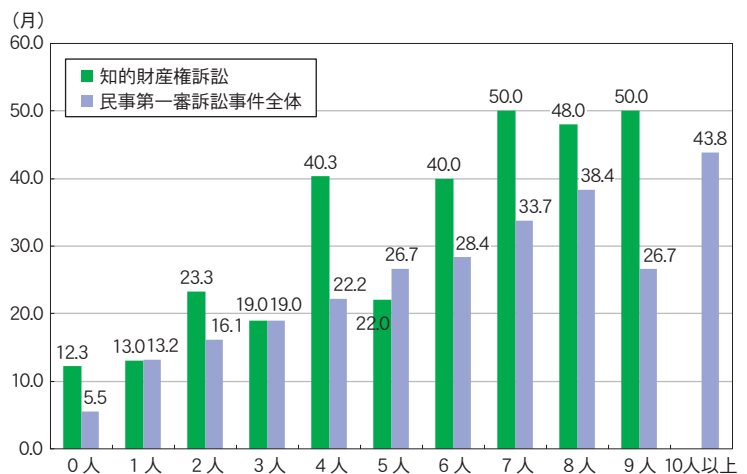
【図144】 人証調べ実施事件の平均期日間隔（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



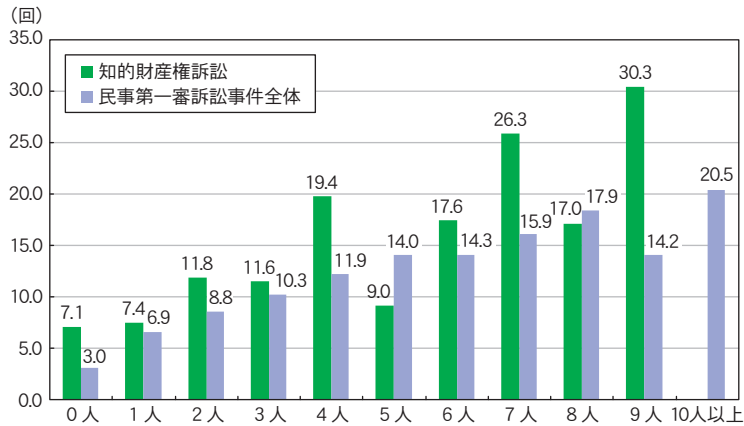
【図145】 は人証数別平均審理期間を，【図146】 は人証数別平均全期日回数を，【図147】 は人証数別平均口頭弁論期日回数を，【図148】 は人証数別平均争点整理期日回数を，【図149】 は人証数別平均期日間隔を，それぞれ示したものである。

知的財産権訴訟においても，民事第一審訴訟事件全体と同様，概して人証数が多い事件では平均審理期間が長くなり，期日回数も増える傾向が見られるが，その数値には大きなバラつきがあり，民事第一審訴訟事件全体における傾向ほど明確なものではない。

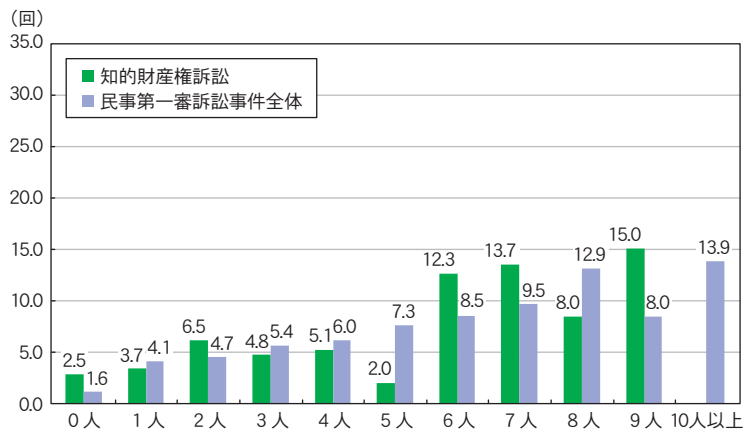
【図145】 人証数別平均審理期間（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



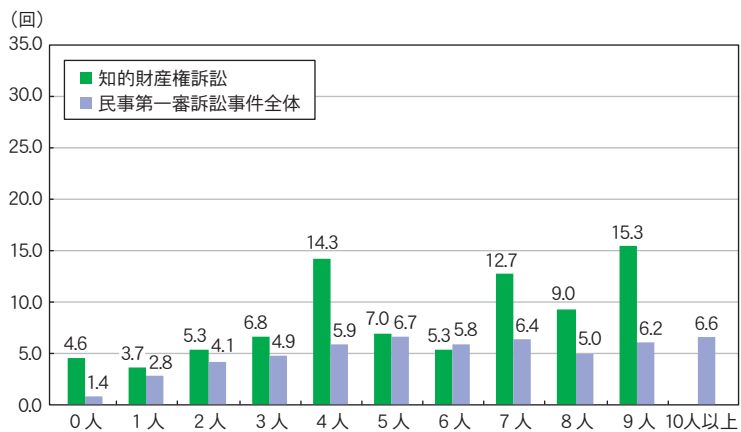
【図146】 人証数別平均全期日回数（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



【図147】 人証数別平均口頭弁論期日回数（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



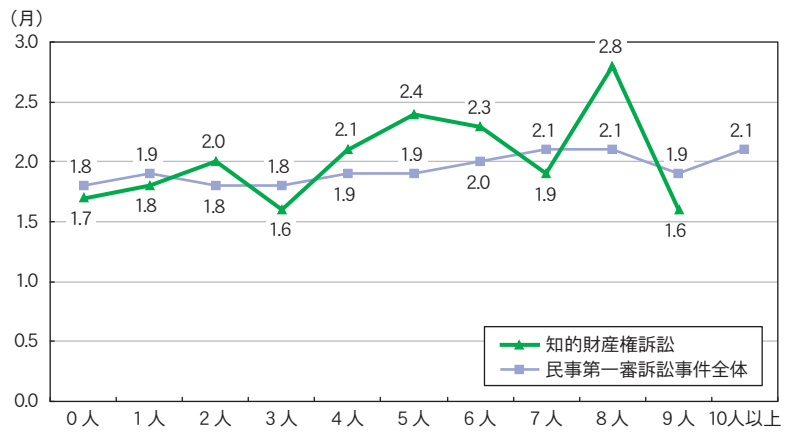
【図148】 人証数別平均争点整理期日回数（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



また、【図149】によれば、人証数別平均期日間隔は、1.6月から2.8月までの間で変動しており、民事第一審訴訟事件全体の同平均期日間隔と比べても変動の幅が大きく、人証数と平均期日間隔との間に一定の傾向を見いだすことはできない。

知的財産権訴訟は、人証2人の事件が24件、人証3人の事件が18件、それ以外の人証数の事件は10件未満とサンプル数が少ないことから、個々の事件の特徴が統計数値に強く反映しており、これらの統計数値から人証数と審理期間との関係について一定の傾向を指摘することは困難である。

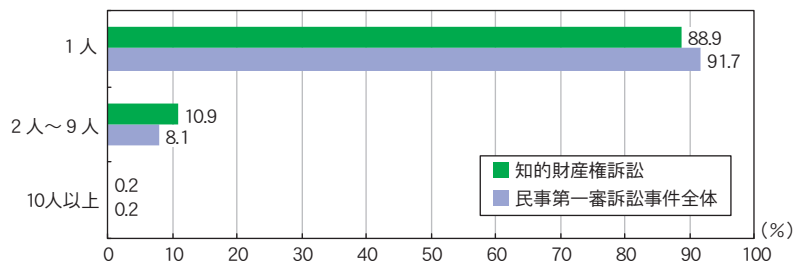
【図149】人証数別平均期日間隔(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)



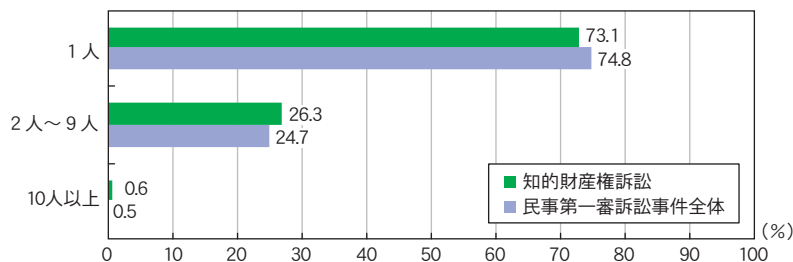
○ 当事者数との関係 (付・訴訟代理人の選任状況との関係)
(当事者数との関係)

【図150】、【図151】は、当事者数別の事件割合を示したものであるが、知的財産権訴訟と民事第一審訴訟事件全体とで、特に異なる傾向は認められない。

【図150】原告数別事件割合(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)



【図151】被告数別事件割合(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)



(当事者数と平均審理期間等との関係)

【図152】、【図153】は当事者数別の平均審理期間を、【図154】、【図155】は当事者数別の平均全期日回数を、【図156】、【図157】は当事者数別の平均口頭弁論期日回数を、【図158】、【図159】は当事者数別の平均争点整理期日回数を、【図160】、【図161】は当事者数別の平均期日間隔を、それぞれ示したものである。

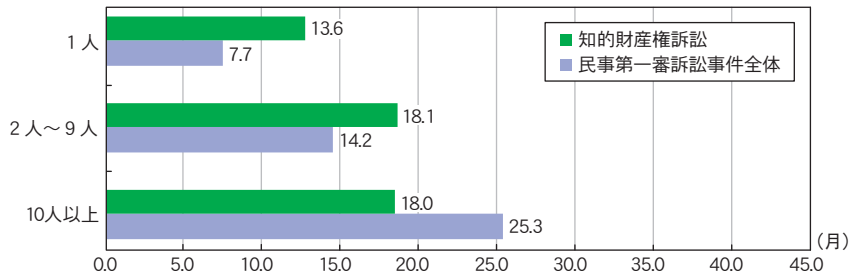
当事者数と平均審理期間の関係についても、おおむね原告数が多い事件ほど平均審理期間が長くなる傾向が見られるが、民事第一審訴訟事件全体の場合とは逆に、被告数が多い場合の方が、原告数が多い場合より、平均審理期間の増加傾向が顕著であることが特徴的である(【図152】、【図153】)。ただし、原告数が2人~

2 民事訴訟事件の審理の状況

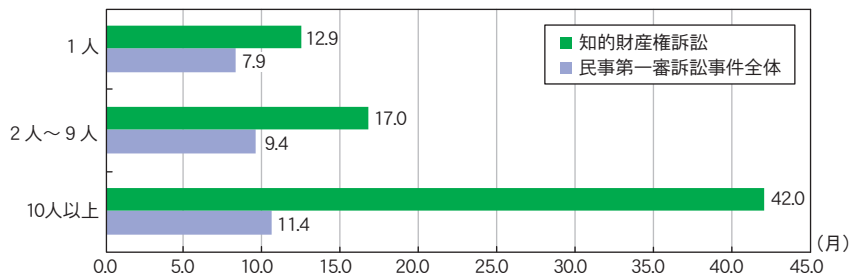
9人の事件の割合は10.9%（57件）にすぎず、被告数10人以上の事件の割合は0.6%（3件）にすぎないので、これが一般的な傾向といえるかについては、なお慎重な検討が必要であろう（以下、期日回数、期日間隔の検討でも同様の留保が必要である。）。

当事者数別に期日回数を見ると、おおむね当事者数の多い事件ほど平均全期日回数が多くなる傾向があり、特に、被告数が多い場合にその傾向が顕著である（【図154】、【図155】）。その内訳を見ると、当事者数の増加による平均口頭弁論期日回数の増加傾向はさほど顕著ではない（【図156】、【図157】）反面、平均争点整理期日回数は、原告数、被告数共に、その増加に従って回数が増加する傾向にあることが分かる（【図158】、【図159】）。これらの点から、知的財産権訴訟においては、当事者数の多い事件ほど、平均争点整理期日回数が多くなる傾向にあり、争点整理に時間を要していることが分かる。

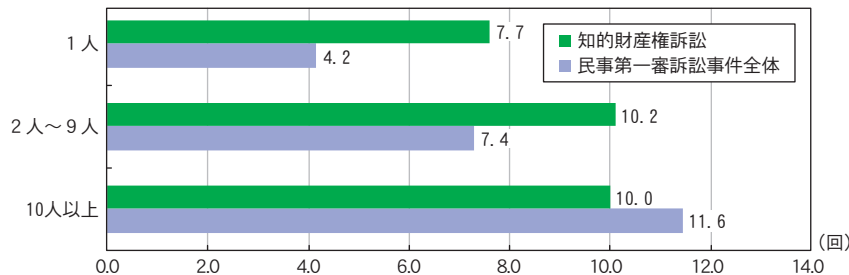
【図152】原告数別平均審理期間(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)



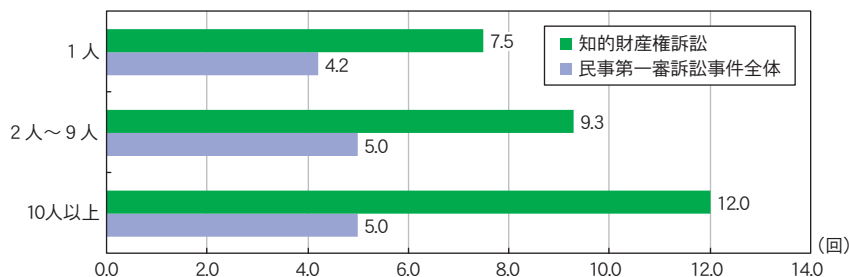
【図153】被告数別平均審理期間(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)



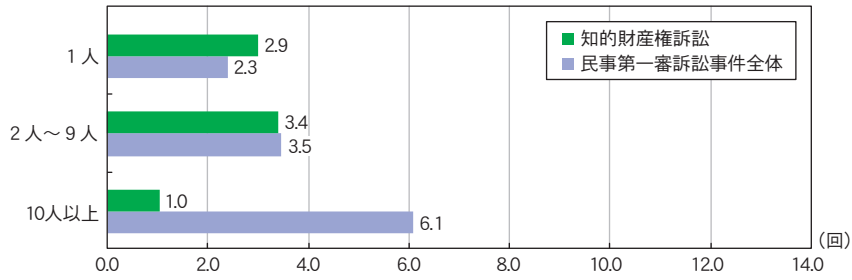
【図154】原告数別平均全期日回数(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)



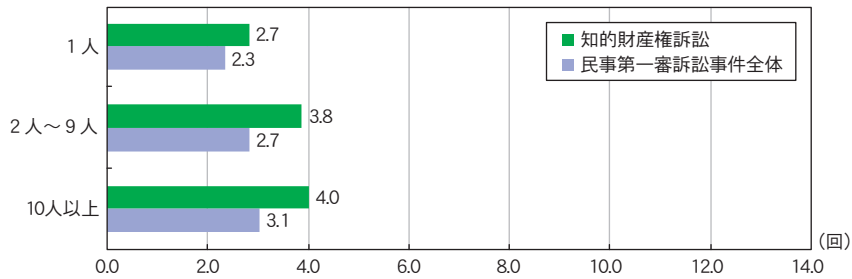
【図155】被告数別平均全期日回数(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)



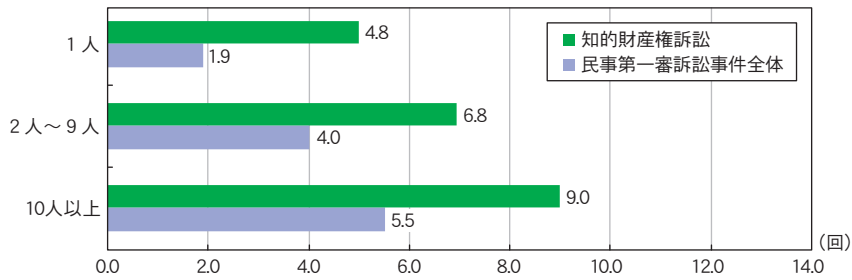
【図156】原告数別平均口頭弁論期日回数（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



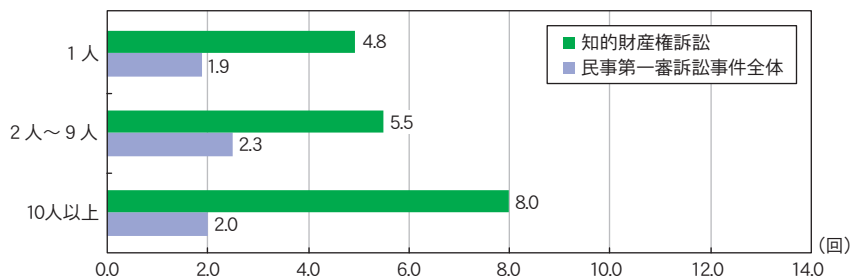
【図157】被告数別平均口頭弁論期日回数（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



【図158】原告数別平均争点整理期日回数（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



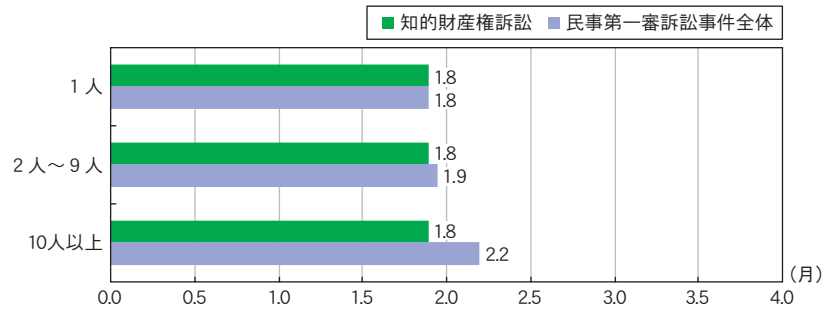
【図159】被告数別平均争点整理期日回数（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



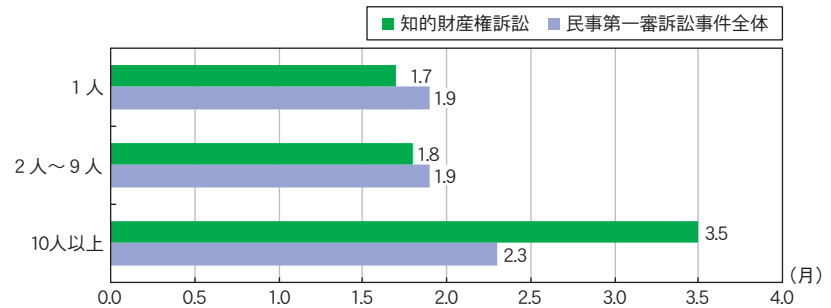
2 民事訴訟事件の審理の状況

他方、知的財産権訴訟の当事者数別の平均期日間隔を見ると、民事第一審訴訟事件全体の当事者数別の平均期日間隔と違い、原告数による平均期日間隔の差はほとんどないこと、他方、被告数については、被告数10人以上の事件の平均期日間隔が極めて長いことが分かる（【図160】、【図161】）。ただし、被告数10人以上の事件の割合は、前述のように0.6%にすぎないので、この統計数値をもって一般的な傾向といえるかについては、なお、慎重に検討する必要がある。

【図160】原告数別平均期日間隔（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



【図161】被告数別平均期日間隔（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）

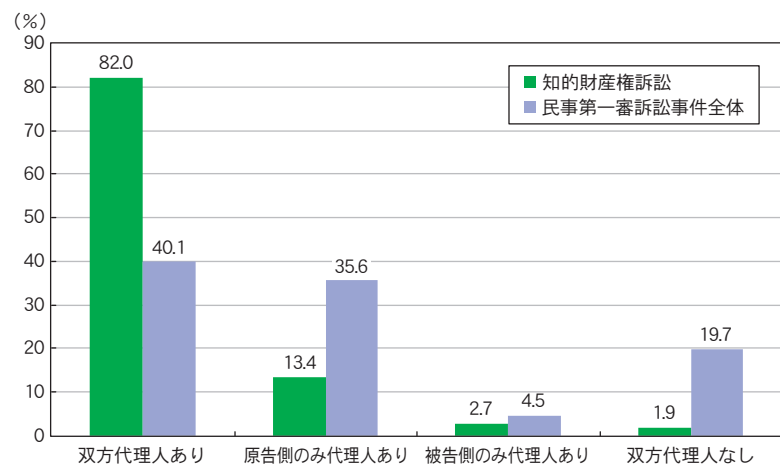


（訴訟代理人の選任状況との関係）

【図162】は、訴訟代理人が選任された事件の割合を示したものである。

知的財産権訴訟において、当事者双方が訴訟代理人を選任している事件の割合は82.0%と民事第一審訴訟事件全体の同割合（40.1%）の約2倍になっている点が特徴的である。そして、原告側が訴訟代理人を選任する事件の割合は95.4%（民事第一審訴訟事件全体の同割合は75.7%）となり、被告側が訴訟代理人を選任する事件の割合も84.7%に上り、民事第一審訴訟事件全体の同割合（44.6%）と比較すると約2倍となっている。他方、当事者双方に訴訟代理人が選任されていない事件数の割合は、わずか1.9%しかない。このように、知的財産権訴訟においては、民事第一審訴訟事件全体と比べ、全体的に訴訟代理人の選任率が高く、特に、被告側の訴訟代理人選任率が高いことが特徴的である。知的財産権訴訟の審理においては、特殊な専門技術的事項が問題となることが多いことから、当事者双方とも、これに対応できるような態勢を整えていることがうかがえる。また、被告側が訴訟代理人を選任している事件数の割合が著しく高いことについては、知的財産権訴訟においては、その帰すうが企業活動に与える影響が甚大であり、被告としても、敗訴した場合には、その事業からの撤退を余儀なくされ、重大な不利益を被る可能性があるという点が、大きく影響しているのではないかと考えられる。

【図162】訴訟代理人の選任状況（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



【図163】は訴訟代理人の選任状況別平均審理期間を、【図164】は訴訟代理人の選任状況別平均全期日回数を、それぞれ示したものである。これによれば、平均審理期間及び平均全期日回数については、知的財産権訴訟でも、民事第一審訴訟事件全体の場合とほぼ同じ傾向にあることが分かる。

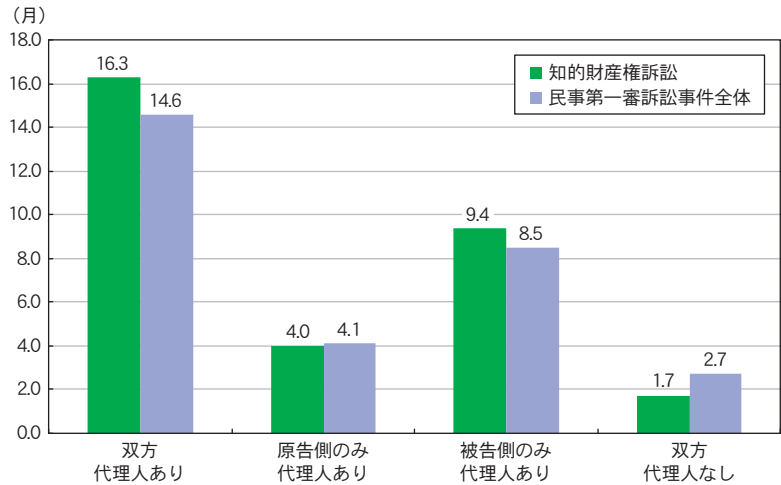
他方、【図165】は訴訟代理人の選任状況別平均期日間隔を示したものであるが、知的財産権訴訟では、当事者双方ともに訴訟代理人が選任されない事件の平均期日間隔が3.4月と、他の選任状況の事件や民事第一審訴訟事件全体の同平均期日間隔と比べてかなり長くなっていることが分かる。もっとも、当事者双方ともに訴訟代理人が選任されなかった事件の割合は1.9%（10件）にすぎないので、この統計数値をもって一般的な傾向とまではいえないと考えられる。

○ 審理期間等の経年的変化

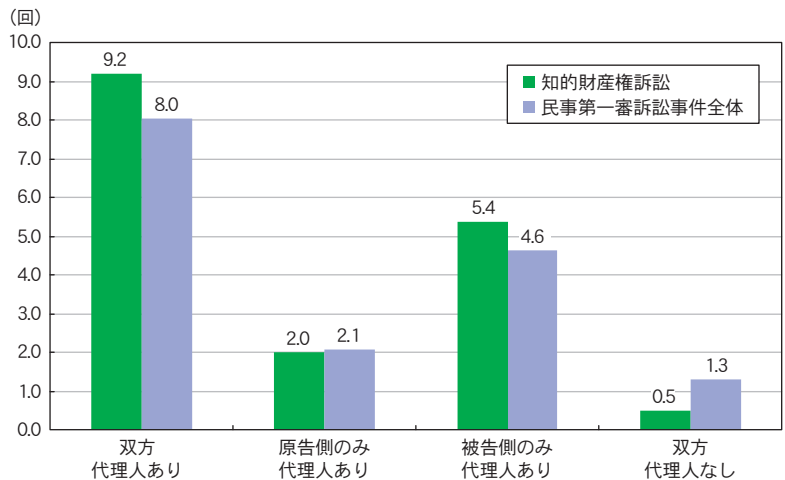
【図166】、【図167】、【図168】、【図169】、【図170】は、審理期間等の経年的変化を、平成6年、平成9年及び平成16年（同年4月から12月まで）の各数値で見たものである。【図166】は平均審理期間を、【図167】は平均全期日回数を、【図168】は平均口頭弁論期日回数を、【図169】は争点整理の平均実施回数を、【図170】は平均期日間隔をそれぞれ示したものである。

【図166】によれば、知的財産権訴訟の平均審理期間は、平成9年に25.2月であったのが、平成16年（同年4月から12月まで）には14.1月へと短縮している（平成9年と比較して約44%短縮）。

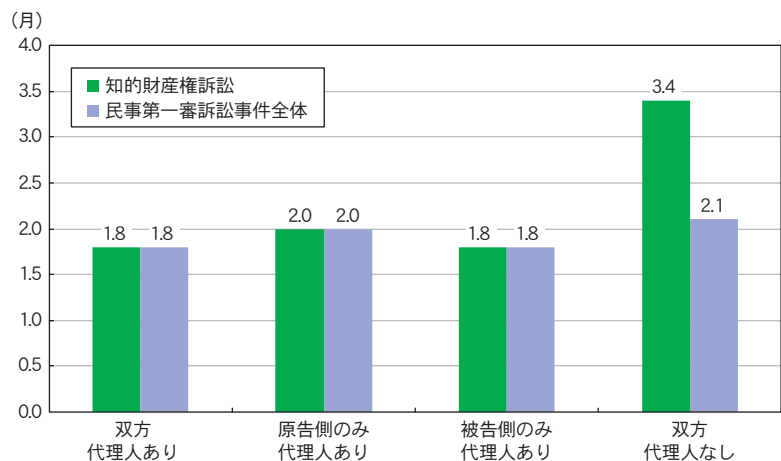
【図163】 訴訟代理人の選任状況別平均審理期間（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



【図164】 訴訟代理人の選任状況別平均全期日回数（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



【図165】 訴訟代理人の選任状況別平均期日間隔（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



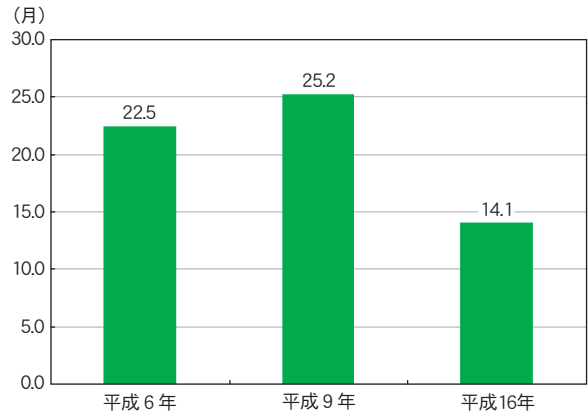
2 民事訴訟事件の審理の状況

【図167】、【図168】、【図169】によれば、この間、平均全期日回数は、平成9年の11.2回から平成16年の8.0回に減少しているところ（約30%減少）、その内訳を見ると、平成9年には9.4回であった平均口頭弁論期日回数が、平成16年には3.0回まで大きく減少しているのに対し、平成9年には1.8回であった争点整理の平均実施回数が、平成16年には5.0回まで増加している（平成9年の数値は、準備手続が実施された平均回数であり、平成16年の数値は準備的口頭弁論期日及び弁論準備手続期日が実施された平均回数である。）。これは、平成8年民事訴訟法改正（平成10年1月施行）により導入された弁論準備手続等が活用されていることを示すとともに、それ以前は、口頭弁論期日において争点整理が行われていたことを示唆するものといえる。

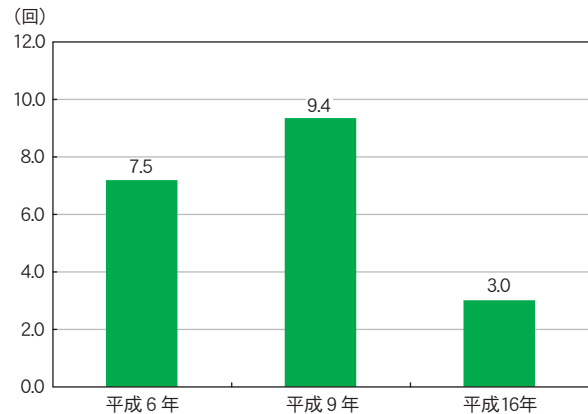
【図170】によれば、平均期日間隔も、平成9年の2.3月から平成16年の1.8月へと約22%短縮している。

以上のように、経年的には、平成9年と比較すると、平均全期日回数及び平均期日間隔が減少することにより、平均審理期間が大幅に短縮されているが、これは、平成10年以降の法制度の改正が影響を与えていると考えられる。

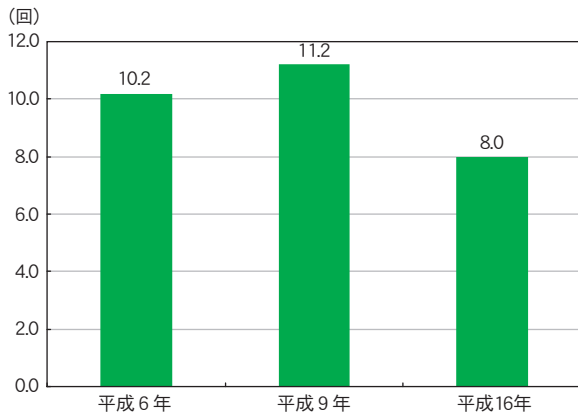
【図166】 知的財産権訴訟における平均審理期間の比較



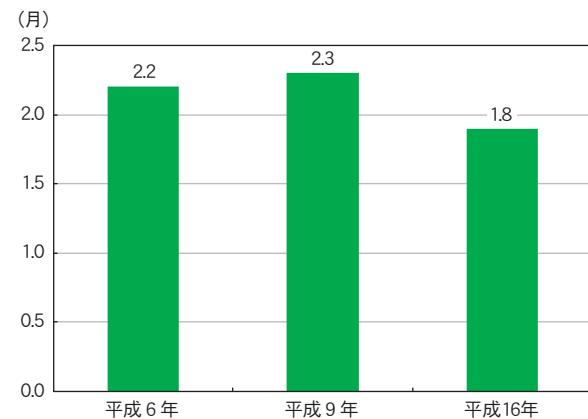
【図168】 知的財産権訴訟における平均口頭弁論期日回数の比較



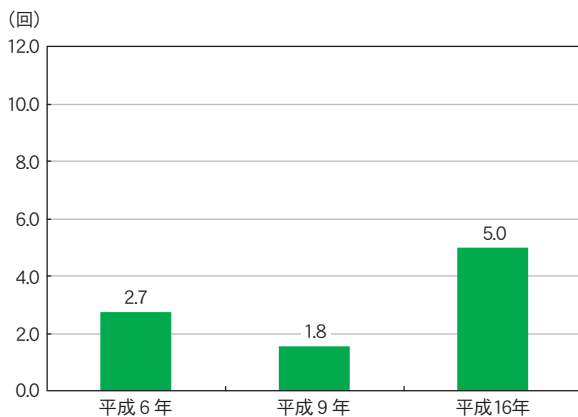
【図167】 知的財産権訴訟における平均全期日回数の比較



【図170】 知的財産権訴訟における平均期日間隔の比較



【図169】 知的財産権訴訟における争点整理の平均実施回数の比較



※ 平成6年及び平成9年は「準備手続が実施された回数」の、平成16年は「準備的口頭弁論期日及び弁論準備手続期日」が実施された回数の、いずれも平均値である。

※ 平成16年の平均期日間隔は前出（2.1.2統計データから見る民事訴訟手続像「民事第一審訴訟事件（地方裁判所）の概要」）のとおり。平成6年及び平成9年の平均期日間隔は、平均審理期間を平均口頭弁論期日回数と争点整理の平均実施回数の合計値で除した数値である。

○ 知的財産権訴訟の管轄の集中

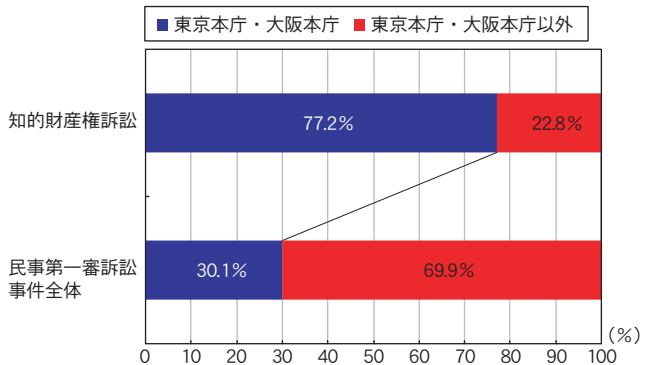
【図171】、【図172】は、全国の知的財産権訴訟における東京地方裁判所本庁及び大阪地方裁判所本庁への知的財産権訴訟の事件が占める割合（集中率）について、民事第一審訴訟事件全体のそれと比較するとともに、その経年的変化を示すものである。

知的財産権訴訟における東京地方裁判所本庁及び大阪地方裁判所本庁への集中率は、平成9年に59.3%であったところ、平成16年（同年4月から12月まで）には77.2%となっている。また、平成16年における民事第一審訴訟事件全体における東京地方裁判所本庁及び大阪地方裁判所本庁への集中率（30.1%）と比べても、著しく高い割合となっている。これは、知的財産権訴訟において、東京及び大阪の裁判所に管轄を集中させる制度改正がされたことによるものである。すなわち、知的財産権訴訟においては、その審理の充実・迅速化を図るための方策として、平成8年民事訴訟法改正（平成10年1月施行）以降、技術的事項が問題となる訴訟類型である特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え（以下「特許権等に関する訴え」という。）について、知的財産権事件の専門部があり、この種の訴訟に精通した裁判官や裁判所調査官が配置されている東京及び大阪の裁判所に、その管轄を集中させる制度改正が行われている。

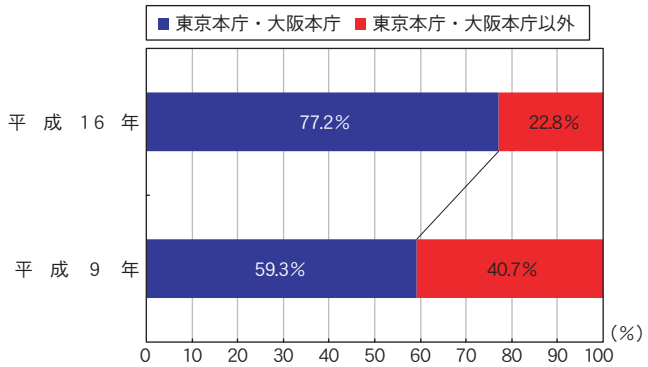
まず、平成8年民事訴訟法改正により、特許権等に関する訴えについて競合管轄制度が導入され、東日本（東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域）の事件については東京地方裁判所にも、西日本（大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域）の事件については大阪地方裁判所にもそれぞれ訴えを提起することができるものとされた。また、平成15年民事訴訟法改正（平成16年4月施行）により、更にその管轄集中を進めるための制度改正がされた。まず、特許権等に関する訴えについては、第一審を東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の専属管轄とし、東日本の事件を東京地方裁判所のみが、西日本の事件を大阪地方裁判所のみが、それぞれ取り扱うようにされるとともに、その控訴審を東京高等裁判所の専属管轄とし、全国のすべての控訴事件を東京高等裁判所のみが取り扱うものとされた。また、この法改正により、知的財産権訴訟のうち、技術的事項が問題とならない訴訟類型である意匠権、商標権、著作者の権利（プログラムの著作物についての著作者の権利を除く。）、出版権、著作隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争による営業上の侵害に係る訴えについて、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に競合管轄を認める制度が導入され、知的財産権訴訟全般にわたって管轄の集中が図られた。

前述の制度改正に伴い、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所における事件処理態勢も充実強化された。すなわち、東京地方裁判所は、平成9年には知的財産専門部1か部、裁判官8人、裁判所調査官5人の態勢であったところ、平成16年には知的財産専門部4か部、裁判官16人、裁判所調査官7人の態勢へと強化され、また、大阪地方裁判所は、平成9年には知的財産専門部1か部、裁判官3人の態勢であったところ、平成

【図171】 東京地方裁判所本庁及び大阪地方裁判所本庁への集中率（民事第一審訴訟事件全体との比較、平成16年）



【図172】 東京地方裁判所本庁及び大阪地方裁判所本庁への集中率（経年的変化）



2 民事訴訟事件の審理の状況

16年には知的財産専門部2か部，裁判官6人の態勢へと強化された（なお，裁判所調査官は3人である）。さらに，知的財産権訴訟の審理のため，各種の技術分野の専門家である専門委員が多数任命されており，平成17年7月の時点で174名に上っている。近時，裁判所の知的財産権訴訟の処理態勢は，大幅に充実，強化されてきているといえよう。

【図173】は，東京地方裁判所本庁及び大阪地方裁判所本庁の平成3年，平成9年及び平成16年の知的財産権訴訟の平均審理期間を示したものである。

これによれば，両裁判所における平均審理期間は，平成3年には31.4月（全国の平均審理期間31.8月）であったのが，平成8年改正民事訴訟法施行直前の平成9年には24.6月（全国の平均審理期間25.2月）となり，平成16年（同年4月から12月まで）には13.1月（全国の平均審理期間14.1月）となっている。

このように，知的財産権訴訟の審理期間は大幅に短縮された。その原因としては，制度改正に伴う裁判所側の事件処理態勢の充実，強化や審理方法の工夫等によるところが大きい。他方，知的財産権訴訟に精通した訴訟代理人の層が厚くなり，これらの訴訟代理人の的確な訴訟活動による審理の充実，円滑化によることも大きいと考えられる。

【図173】 東京地方裁判所本庁及び大阪地方裁判所本庁の平均審理期間

